

1、教科書

【対象となる方】

住家の全壊、半壊により、教科書を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒
※被害状況の判断は、罹災証明書等によるものとします。

【支給対象品目】

教科書(教育委員会の承認を受けている準教科書等の教材)
※支給は、現物支給となります。

【申請手続】

在学する学校より報告がありますので、申請の必要はありません。

2、学用品等

【対象となる方】

住家の全壊、半壊により、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒の保護者
※就学援助制度による認定基準対象者

【援助対象項目】

学用品等
※就学援助制度に基づく援助項目

【申請手続】

在学する学校を経由して、申請書の提出が必要になります。
詳細は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

教育委員会 教育課学校教育係 0964-46-2115 (直通)